

事 務 連 絡
令 和 3 年 9 月 1 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様
(Aグループ)

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う職員を対象とする一斉PCR検査について（依頼）

各高齢者施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素よりご尽力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、国の「まん延防止等重点措置」の対象地域に宮崎県が適用され、宮崎市のほか、日向市及び門川町が重点措置区域に指定されたところですが、国の事務連絡等によりますと、「高齢者施設等への重点的検査等の実施」が求められております。

つきましては、感染者の早期発見及び感染拡大防止を目的として、無症状の高齢者施設職員を対象とする一斉PCR検査を、下記のとおり実施することとなりました。

なお、この検査は、対象施設や職員の皆さまの御協力のもと実施するものであり、強制ではありませんが、感染者の早期発見に向け、検査へのご協力をお願いします。

記

1 検査対象者

高齢者施設等の職員（新型コロナウイルスワクチンを接種している方も含む）

※市外に住所がある方も含めてください。

※症状のある方は、医療機関での受診をお願いします。

2 検査方法

PCR検査（唾液検体採取）※方法等については、検体容器配達時に説明書をお渡しします。

3 実施スケジュール

〔検体容器施設配達日時〕

令和3年9月6日（月）午後3時までに施設に配達（市職員が施設に配達）

〔集めた検体を市保健所に配送する日時〕

令和3年9月7日（火）午前10時30分から正午までに市保健所に届ける（貴施設職員による配送をお願いします）

4 検査対象職員名簿提出期限

令和3年9月2日（木）午後5時（市ホームページに提出する検査対象職員名簿の様式あり）

※検体容器を施設に渡した時点から、翌日の正午までに検体容器を市保健所に届けるタイムスケジュールにおいて、検体採取が可能な職員のみ記載してください（名簿に記載のある職員が、やむを得ない理由による以外で検体採取を断ることはご遠慮ください。名簿に記載のなかった職員の検体採取はできません）

※忙しいところ申し訳ありませんが、期限厳守でお願いします。

5 検査対象職員名簿提出方法

市のホームページに検査対象職員名簿の様式がありますので、お手数をおかけしますが、ダウンロードしていただき、できる限りメールでの提出をお願いします。

〔メールアドレス〕10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp

6 検査料金

行政検査として実施するため無料

7 実施フロー

- (1) 対象施設に依頼文書をFAX送信（今回のFAX）
- (2) 対象施設が検査対象職員名簿を宮崎市介護保険課に提出
- (3) 市から対象施設に検査容器を配達
- (4) 対象施設が、対象職員の検体を取りまとめ

※検体採取・回収等については、検査容器と併せて配達する説明書に従ってください。

- (5) 対象施設の職員が、「市保健所南側駐車場（宮崎駅東1丁目6番地2）」に検体持ち込み。
- (6) 検査機関等がPCR検査実施 ⇒ 結果を市へ通知 ⇒ 市から対象施設へ結果を連絡

8 留意事項

ホームページに検査対象職員名簿等を掲載しておりますので、適宜、ご確認ください。

宮崎市ホームページ

トップページ>産業・事業者>福祉>介護保険>事業所等への通知・案内>

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う一斉PCR検査について



介護保険課地域包括ケア推進係

TEL : 0985-21-1777

FAX : 0985-31-6337